

玉野市営繕工事における週休2日促進工事实施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、玉野市が発注する営繕工事における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、建設現場における労働環境の改善に向けた意識の向上を図るため、週休2日促進工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

2 この要領において「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

3 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

4 この要領において「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

5 この要領において「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、降雨、降雪等による予定外の閉所についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 本実施要領は、玉野市が発注する営繕工事のうち、玉野市長が指定する工事に適用する。

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、現場説明要項書に週休2日促進工事の対象工事である旨を明記するものとする。

3 週休2日対象外の工事は以下のとおり。

- (1) 契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が1週間程度の工事
- (2) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

(実施方法)

第4条 発注方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

2 週休2日促進工事の実施に当たっては、別に定める週休2日促進工事特記仕様書により行うものとする。

(積算方法)

第5条 発注者は、週休2日工事において、4週8休以上を前提に、労務費（許容価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数又は補正率を乗じて補正し工事費を積算して許容価格を作成するものとする。

（設計変更）

第6条 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、対象期間において現場閉所（現場休息）が4週8休（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日））未満であった場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。